

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号

氏名 静和エンバイロメント株式会社

法人にあつては名称及び代表者の氏名 代表取締役 和波 剛

複写厳禁
本許可証の写しを複写・印刷し
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。
静和エンバイロメント株式会社



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治

許可の年月日 令和 2年 2月
(初回許可年月日 平成 19年 11月
許可の有効年月日 令和 8年 11月

本許可証の写しは許可内容の表示を目的に
6日 殿に発行致します。
許可取得のための使用は無効です。
年 月 日
静和エンバイロメント株式会社

- 1. 事業の範囲
 - (1) 事業の区分
収集運搬（積替・保管を除く。）
 - (2) 特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物
廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB汚染廃油に限る。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）、ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCB処理物に限る。）、廃石綿等
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 3. 許可の条件
なし
- 4. 許可の更新及び変更の状況
令和 2年 6月12日 業者名（変更前：静和ケミカルサービス株式会社、変更後：静和エンバイロメント株式会社）
令和 2年 2月18日 更新許可
- 5. 積替え許可の有無 無
- 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別 表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○	
カドミウム又はその化合物	—	○	○	—	○	○	○	
鉛又はその化合物	—	○	○	—	○	○	○	
有機燐化合物	—	—	—	—	○	○	○	
六価クロム化合物	—	—	○	—	○	○	○	
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○	
シアン化合物	—	—	—	—	○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン	—	—	—	—	○	○	○	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	○	○	○	
ジクロロメタン	—	—	—	—	○	○	○	
四塩化炭素	—	—	—	—	○	○	○	
1・2-ジクロロエタン	—	—	—	—	○	○	○	
1・1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	○	○	○	
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	○	○	○	
1・1・1-トリクロロエタン	—	—	—	—	○	○	○	
1・1・2-トリクロロエタン	—	—	—	—	○	○	○	
1・3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	○	○	○	
チウラム	—	—	—	—	○	○	○	
シマジン	—	—	—	—	○	○	○	
チオベンカルブ	—	—	—	—	○	○	○	
ベンゼン	—	—	—	—	○	○	○	
セレン又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○	
1・4-ジオキサン	—	○	—	—	○	○	○	
ダイオキシン類	—	○	—	—	○	—	○	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。